

『一斉扶養審査(検認)』 『送金審査』で 加入資格を審査します



ソニー健保では毎年、『一斉扶養審査(検認)』と『送金審査』を実施しています。該当される方には『実施案内と審査票』を順次お送りしていますので、詳細をご確認ください。期日までに同書類をご返送いただけない場合は、ご家族の扶養資格取り消しの対象となりますのでご注意ください。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

よくある質問 **Q** **A**

Q 何のために『一斉扶養審査(検認)』を実施するのですか？

A：厚生労働省の指導に基づき、扶養家族に認定されている方が、ソニー健保の認定基準を満たしているかどうかを確認し、加入者間の不公平を是正するために実施しています。
なお、審査に必要な公的証明書の取得等にかかる費用や交通費は、全額自己負担となります。

Q 被扶養者がいても、審査票が届かない場合もありますか？

A：『一斉扶養審査(検認)』の対象者はソニー健保の被扶養者になりますが、マイナンバー制度における情報連携運用開始に伴い、マイナンバーデータを活用した一次審査で、審査が終了した方や審査免除の方には審査票はお送りしておりません。
情報連携ができなかった方や二次審査が必要な方には審査票をお送りいたします。

Q 審査の結果、「認定基準を満たしていない」場合、どうなりますか？

A：就職の場合は、就職日にさかのぼって扶養資格の取り消しを行い、その間の医療費を返還していただきます。生計維持関係が確認できないなどの場合、ソニー健保が定めた直近の日付で資格の取り消しを行います。

Q 扶養家族の「収入基準」を教えてください。

A：厚生労働省の通達により、下記①②の「年間収入基準(限度額)」の条件を満たす必要があります。

① 収入額の基準

被扶養者の年齢など	年間収入※1
60歳未満の場合	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障害年金受給の場合	

※1…収入は給与、賞与とも、税控除前の総支給額で通勤交通費も含みます。

② 被保険者との世帯関係・収入・送金額(仕送り)の基準

被保険者と被扶養者が同一世帯の場合	・被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別世帯の場合	・被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること ・送金額が最低送金額※2以上であること ・(被扶養者の年収 + 被保険者からの年間送金額) < (被保険者の年収 - 被扶養者への年間送金額) であること

※2…被扶養者1人の場合5万円、2人7.5万円、以降1人追加ごとに2.5万円加算



令和6年(1月～12月)の収入が130万円を超えてしまいましたが※3、パート先には加入できる健康保険がありませんでした。今年、仕事を辞めて、現在は無収入です。扶養資格を継続できますか？

A：現在無収入でも、本来であれば収入が基準を超えた日にさかのぼって資格を取り消しますが、今回の場合、ソニー健保が定める直近の日付で資格を取り消します（正しく審査を受けている方との平等性を図るためです）。

なお、あらためて「収入額の基準」(P.13参照)を満たしていることを確認できた時点で、再度、扶養申請していただくことは可能です。また、「130万円の壁」の対象となる方は、下記をご覧ください。

※3…パートやアルバイトで働く扶養家族の「130万円の壁」への対応について

パートやアルバイトで働く扶養家族の方が、一時的に年収130万円以上※4を得ても、所定の手続きを行うことにより扶養継続ができます。いわゆる「130万円(年収)の壁」への対応について、よくある問い合わせをまとめました。

※4…60歳以上の方、障害年金の受給者は180万円以上と読み替えてください。



「130万円の壁」への対応とは？

A：扶養家族(主に配偶者)が年収130万円以上を得ると、厚生年金・健康保険の扶養から外れて、自身で国民年金・国民健康保険の保険料を支払わなければなりません。保険料を支払うことになると収入が減ってしまうため、働く時間を調整しているパート、アルバイトの方が多くいらっしゃることから、国(厚生労働省)が、人手不足の解消などを目的に「年収の壁・支援強化パッケージ」を打ち出しました。これは、**扶養家族の年収が一時的に130万円を超えても、扶養家族の勤務先の証明書等を健康保険組合へ提出することで、連続2回まで扶養資格を継続できるようになるものです。**

年収の壁・支援強化パッケージ
(厚生労働省)



対象となる方は？

A：次の①、②の両方を満たしている方が対象となります。

対象になる方

- ① パート・アルバイト等、特定の事業主と雇用関係にある方
- ② 雇用契約等では年収130万円未満で働く見込みのところ、繁忙期等で人手不足により残業が発生し、残業手当などが支払われ一時的に収入増になった方

事業主の証明による被扶養者認定Q&A
(厚生労働省)



対象にならない方

- × 一時的な収入増ではなく年収130万円以上を得た方
基本給が上がったり、恒常的な手当が新設されたり、労働契約における所定労働時間・日数が増加したりした場合など、今後も引き続き収入が増え、年収130万円を超えることが明らかな場合は一時的な収入増とはみなされません。
- × フリーランスや自営業収入のみで、特定の事業主と雇用関係にない方
- × 勤務先で社会保険適用となった方
- × 被保険者の年収を上回る方
- × 被保険者と別居の場合、被保険者からの仕送り額を上回る年収を得た方
- × その他、扶養要件を満たしていないとソニー健保が判断した方

詳細は厚生労働省のサイトで確認！

なお、本誌冊子版をご覧の方はQRコードから、Web版をご覧の方はQRコードをクリックして、該当サイトをご覧ください。

Q 住民票住所が同一ですが、「世帯分離」しているときの判断基準は？

A：世帯分離をされている世帯の居住状況（同居／別居）の判断は、「別居」になります。

世帯分離の判断基準

同居	・住民票上、同一世帯に属している（世帯主が1人）
別居	・住民票上、住所が同一ではない ・ 住民票上、住所が同一でも世帯分離をしている（世帯主が複数） ・単身赴任等で住民票上、同一世帯でも実態は別々の家で生活している

Q 別世帯の家族への仕送りを証明する「送金証明」とは何ですか？

A：「送金の事実を確認できる書類」のことです。

具体的には「振込通知書」「通帳」等のコピーで、振込日・振込先・金額が確認できるものをご用意ください。

Q 親と別居しましたが、「生活費を手渡ししている」場合、どうなりますか？

A：現金の手渡しは送金と認められません。ソニー健保が定める直近の日付で資格を取り消します。

なお、最低1か月分の送金証明ができた時点で、再度、扶養申請していただくことは可能です。

Q 扶養資格が認められる「親族の範囲」は？

A：健康保険制度で認める扶養資格（被扶養者の範囲）は、被保険者本人から見て三親等以内の親族です。**民法上の親族と同一ではありません。**また、**主として被保険者の収入で生計を維持していることが必須です。認定する権限はソニー健保にあります。**

被保険者が「親族には被扶養者の資格がある」と判断されても認定できません。「実際にそのご家族の生計を主として支援しているかどうか、継続的に扶養する経済的能力があるか」などをソニー健保が公正かつ厳正に審査します。

Q 自営業をしている被扶養者の収入から「必要経費」を差し引く際、注意することはありますか？

A：自営業者の必要経費の認否基準は所得税法上とは異なっており、経費として認められる科目、認められない科目については、QRコード「自営業者の被扶養者認定について（PDF）」のP.4直接的必要経費一覧表をご参照ください。

自営業者の
被扶養者認定について

**Q 「海外に住んでいる親族」は被扶養者として継続できますか？**

A：日本国内に住所を有さない方は、原則として健康保険の被扶養者とは認められません。

ただし、海外に移住していても留学している学生など、日本国内に生活の基礎があると認められた場合は、例外として継続できます。

Check!

「扶養資格の条件」や「被扶養者の生計を被保険者の収入で維持しているかどうかの判断基準」について、さらに詳しく知りたい方はソニー健保ウェブサイトをご覧ください。

家族の加入
について



送金審査

